

第5部

就労と生活困難

第1章 高校生の就労

大石亜希子（千葉大学 法経済学部）

はじめに

高校生が就労（アルバイト）することは、もはや珍しいことではありません。平成28年度東京都子供の生活実態調査報告書においても、16-17歳の調査対象の4自治体の16-17歳のうち、就労をしていたのは全体の16.7%にもものぼります。

16-17歳、中でも高校生のアルバイトは、働くことの経験を得る機会であり、教育的にも意義があると言えます。また、アルバイト費を得ることによって、親からのお小遣いではなく、自分自身で稼いで自由になるお金が手に入るといった経験は、大人になるステップとしても重要でしょう。

しかし、一方で、家庭の経済状況が厳しいなどの理由で、家庭の生計を助けるためにアルバイトせざるを得なかったり、自分の食費や交際費、携帯電話料金など生活に必要な経費を自分自身で稼がなくてはならないといった理由による就労も考えられます。高等学校への進学が「当たり前」となった現在では、かつては、中卒で就職した層の子供たちも進学をするようになり、生活費を稼ぐためのアルバイト就労が家計のやりくりの前提となっていることも考えられます。子供たちは、未成年でありながら、「生徒」と「稼ぎ手」の2つの役割を担わされていることになり、子供期の特権である自由時間や友人と交遊したり、部活を一生懸命にしたりといった時間を子供たちから奪うこととなります。また、過度なアルバイト就労は、学業に費やす時間を侵食することとなり、学力達成の妨げとなる可能性もあります。

分析の目的

本章では高校生のアルバイト就労に着目し、2つの役割を担う子供たちの実態を明らかにするため、分析を進めます。分析では、まず、性別、生活困難度別に、どれくらいの高校生が就労をしているのかを確かめます。次に、就労している子供たちの労働時間と、アルバイト費をどれほど家に入れていくかについて調べます。

なお、本章では子供の就労の全体状況を把握することを目的としているため、特に表記のない場合は有意性の検定を行っていません。

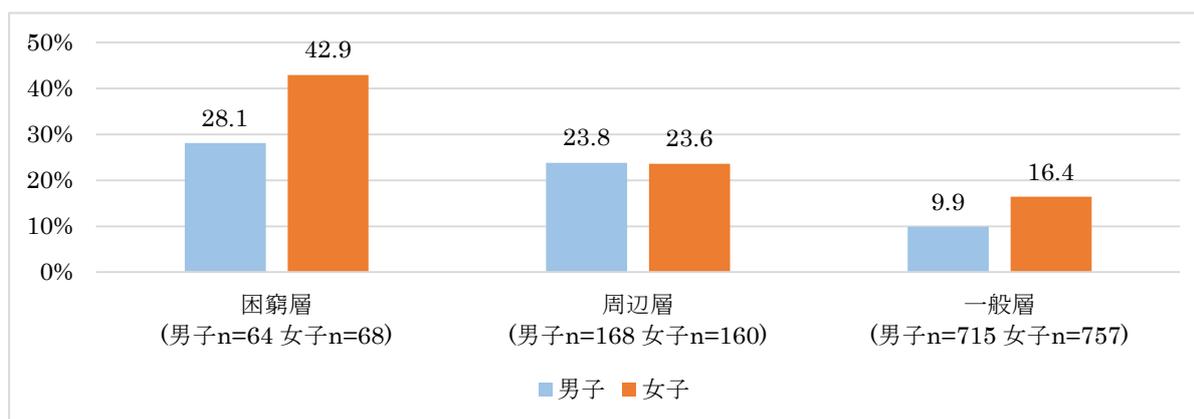
1 高校生の就労の状況

東京都の高校2年生はどれほど就労しているのだろうか。図表5-1-1-1は、16-17歳の子供のうち、高等学校（全日制・定時制・通信制）、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に在籍する男子・女子について、就労状況を生活困難度別に集計したものである。

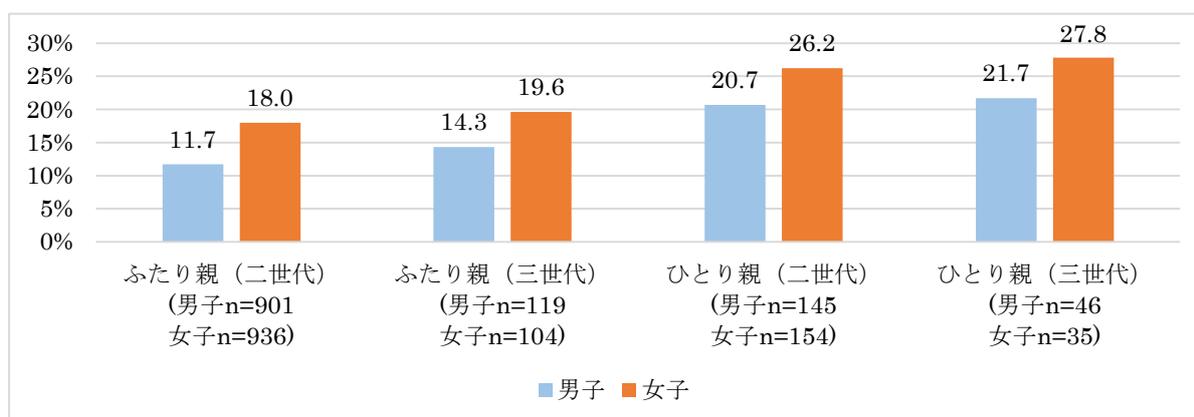
これを見ると、男子も女子も、生活困難度が高いほど就労率が高いことがわかる。また、男子よりも女子の方が就労している割合が高いことも明らかである。一般層においては、男子では9.9%、女子では16.4%が就労しているが、困窮層においては、男子28.1%、女子42.9%が就労している。一般層と困窮層の差も大きい。困窮層における男子と女子の差も顕著である。

世帯タイプ別に見ると、ふたり親世帯においては、男子では1割強（「ふたり親世帯（二世帯）」11.7%、「ふたり親世帯（三世帯）」14.3%）、女子では2割弱（「ふたり親世帯（二世帯）」18.0%、「ふたり親世帯（三世帯）」19.6%）が就労しているが、ひとり親世帯になると、男子は5人に1人（「ひとり親世帯（二世帯）」20.7%、「ひとり親世帯（三世帯）」21.7%）、女子では4人に1人（「ひとり親世帯（二世帯）」26.2%、「ひとり親世帯（三世帯）」27.8%）となっている（図表5-1-1-2）。

図表 5-1-1-1 収入を伴う仕事(学生アルバイトを含む)をしている割合:生活困難度別、男女別



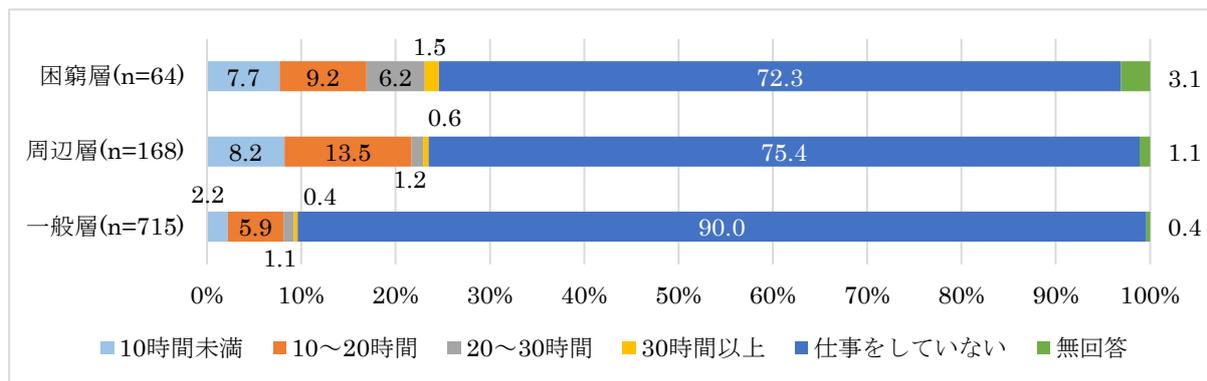
図表 5-1-1-2 収入を伴う仕事(学生アルバイトを含む)をしている割合:世帯タイプ別、男女別



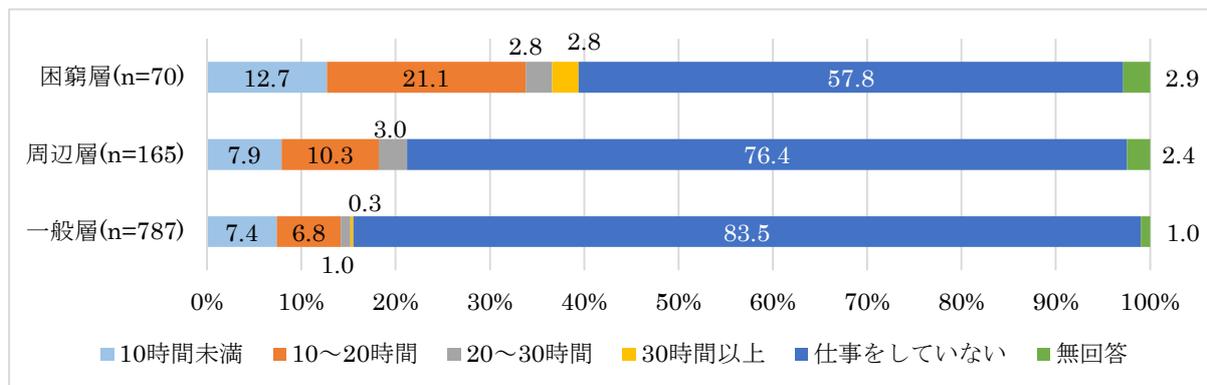
2 高校生の労働時間

高校 2 年生の労働時間を見ると、男女ともに困窮層ほど労働時間が長いことがわかる（図表 5-1-2-1、5-1-2-2）。一般層においては「仕事をしていない」を除くと、「10～20 時間」が 5.9%（男子）、6.8%（女子）と最も割合が高く、「20～30 時間」の割合はごくわずかである。これに対し、周辺層、困窮層では「20～30 時間」の割合が顕著に高い。週 20 時間以上働いている者の割合は、困窮層の男子で 7.7%（「20～30 時間」6.2%、「30 時間以上」1.5%）、女子の 5.6%（「20～30 時間」2.8%、「30 時間以上」2.8%）になる。

図表 5-1-2-1 週労働時間の分布：生活困難度別（高校に在籍する 16-17 歳で、収入を伴う仕事している者・男子）



図表 5-1-2-2 週労働時間の分布：生活困難度別（高校に在籍する 16-17 歳で、収入を伴う仕事している者・女子）

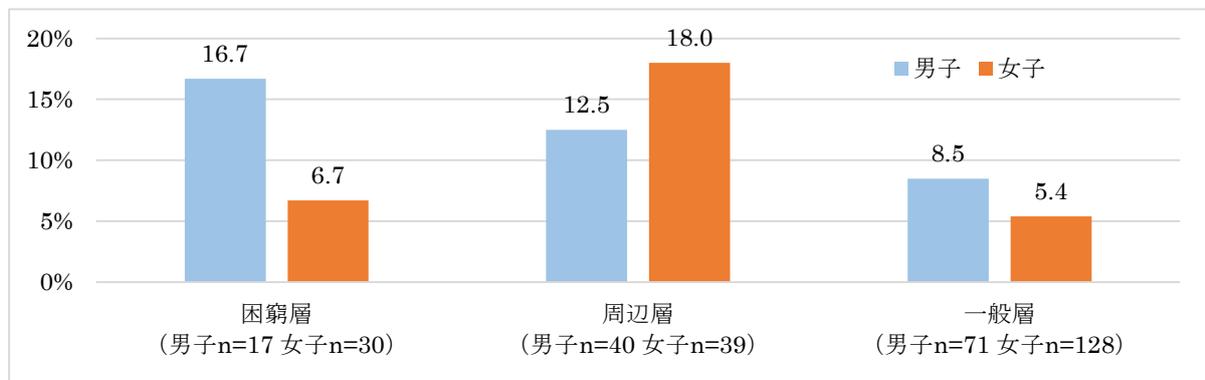


3 就労（アルバイト等）収入と子供の家計貢献度

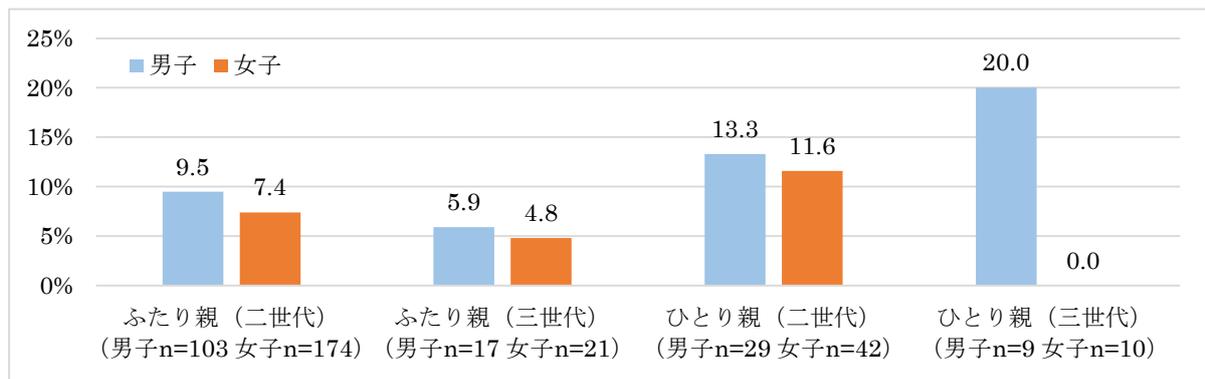
子供が就労（アルバイト等）を通じて得た収入は誰によって使われているのであろうか。

図表 5-1-3-1 と図表 5-1-3-2 は、就労している子供のうち、生活費を同居又は別居の家族に渡している割合を、生活困難度別、世帯タイプ別に示している。一般層で生活費を家族に渡している割合は、男子 8.5%、女子 5.4%と低く、就労している子供の大多数は収入を自分で使っていると推測される。困窮層・周辺層においても、就労している子供が家族に生活費を渡している割合は低い。しかし、「家族に渡している」と答えた割合を見ると、困窮層の男子（16.7%）、周辺層の男子（12.5%）、周辺層の女子（18.0%）は一般層の男女よりも高い。また、困窮層の女子は家族に生活費を渡している割合は 6.7%であり、一般層の女子との間に有意な違いはないが、衣食等の生活費を自分で賄っている可能性もあり、さらなる分析が必要である。世帯タイプ別においては、ひとり親世帯の子供の方がふたり親世帯の子供よりも生活費を家族に渡している。

図表 5-1-3-1 生活費を同居又は別居の家族に渡している割合(16-17 歳):生活困難度別、男女別



図表 5-1-3-2 生活費を同居又は別居の家族に渡している割合(16-17 歳):世帯タイプ別、男女別



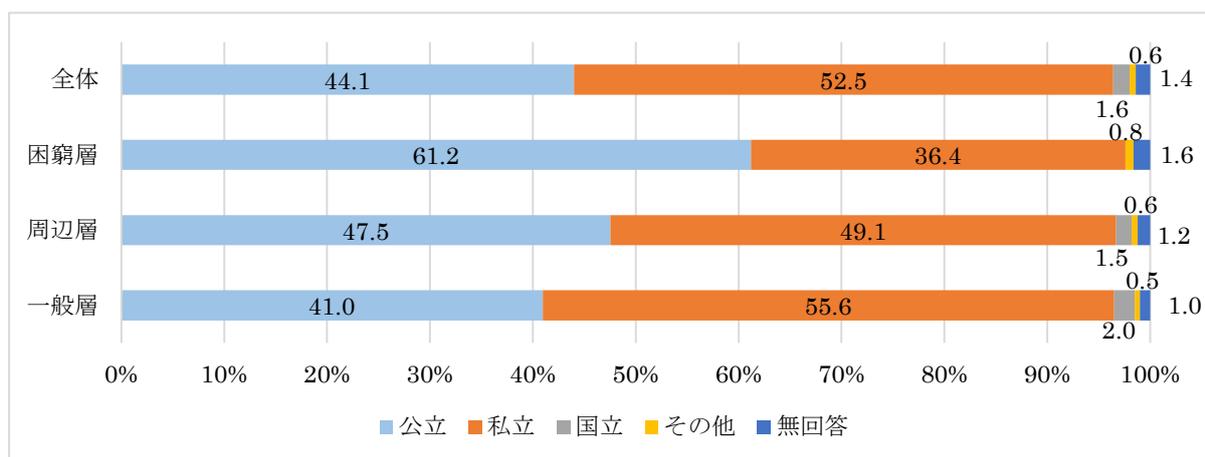
4 支援の方向性

分析からわかってきたことは、高校生においては、生活困難度が高い層ほど就労をしており、また、労働時間も長いことである。困窮層の男子の 7.7%、女子の 5.6%は週 20 時間以上働いており、就労が生活時間の大きな割合を占めている（図表 5-1-2-1、5-1-2-2）。また、困窮層・周辺層やひとり親世帯の子供は、そうでない子供よりも家族に生活費を渡している割合も高い（図表 5-1-3-1、5-1-3-2）。

高校生が就労をする背景には、以下の要因が考えられる。

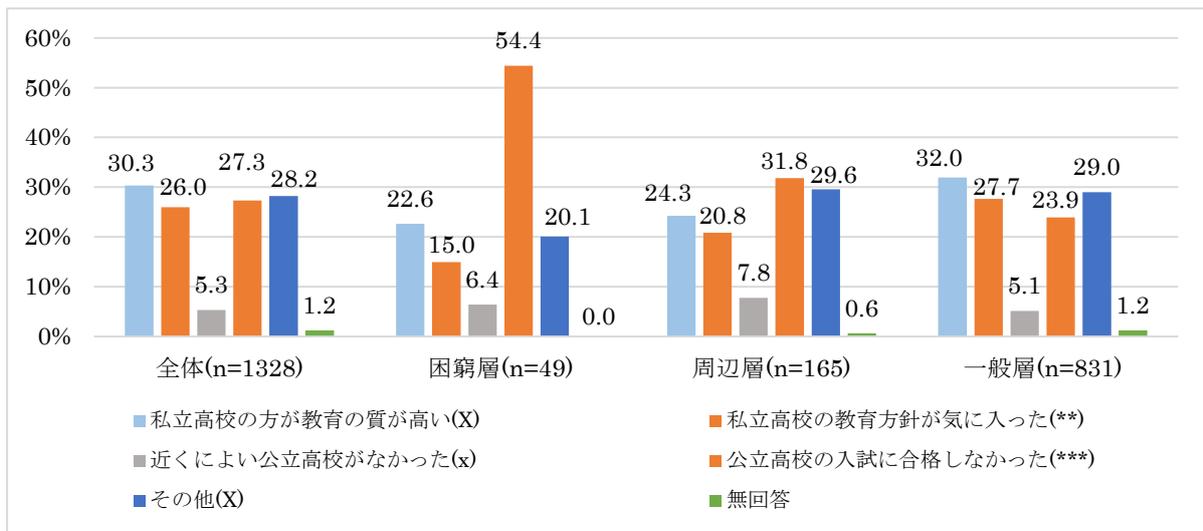
第一に、高校進学率が 100%に近い今日では、家計が苦しい場合でも、子供を高校に通わせることが一般化した。とはいえ、義務教育以上の教育は保障されていないうえに、経済的負担が小さい公立高校の定員は少なく、入学するのは狭き門である。子供の生活実態調査報告によれば、困窮層の子供の 36.4%が私立高校に通っており（図表 5-1-4-1）、私立高校に進学した理由として困窮層の子供の多くは「公立高校に受からなかった」ためと回答している（図表 5-1-4-2）。すなわち、全ての子供に高校教育が保障されているわけではないにもかかわらず高学歴化が進んだため、生活困難世帯の家計には大きな圧力がかかっているとみられる。

図表 5-1-4-1 在籍する学校の設置者(16-17 歳):生活困難度別(***)



出典：『平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【小中高校生等調査】』

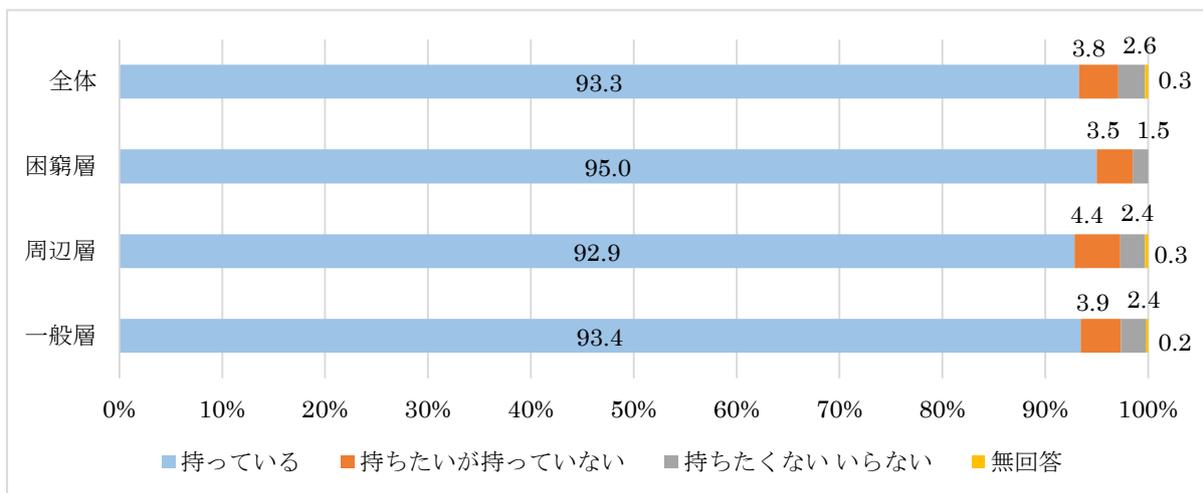
図表 5-1-4-2 私立高校に進学した理由(16-17 歳):生活困難度別



出典：『平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【小中高校生等調査】』

第二に、高校生の生活にかかる経費が高くなっている。例えば、高校生にとって携帯やスマートフォンはほぼ必需品となった。本調査においても、16-17 歳の 93.3%は携帯電話を持っている。これは、困窮層でも同じであり、携帯電話の保有率の差は統計的に有意ではない(図表 5-1-4-3)。携帯電話が、この年齢層の子供たちにとって必需品となっていることを表している。携帯電話代以外にも、部活費用や交際費などの生活費がかさんでいると推測されるが、生活困難層ではこうした費用を子供自身がアルバイト就労で賄っているとみられる。

図表 5-1-4-3 スマートフォンの所有状況(16-17 歳):生活困難度別(X)



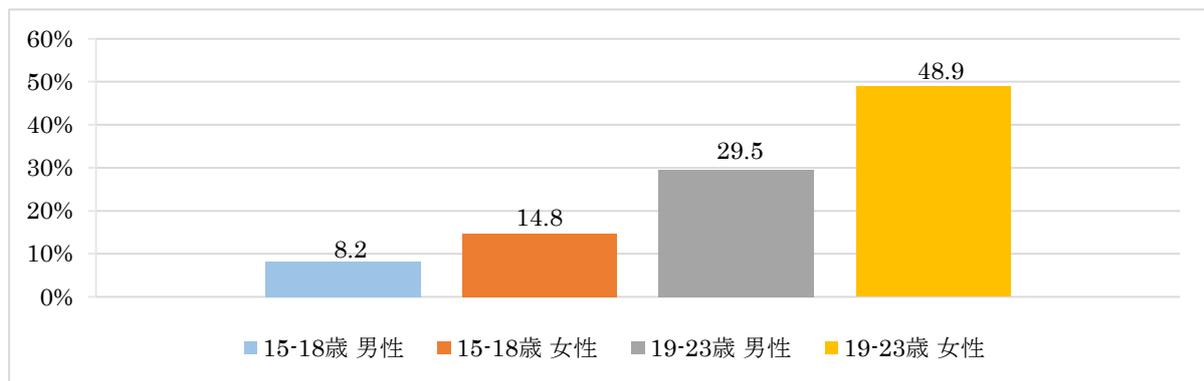
*困窮層の所有率が若干高くなっているが、これは誤差の範囲内で統計的に有意な差ではない。

出典：『平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【小中高校生等調査】』付表より筆者作成

当然のことながら、高校生のアルバイト就労が学業の妨げになるとすれば本末転倒である。生活困難層の子供たちがそのような状況に陥らないための政策が必要である。近年、高校の授業料の無償化など、高校生年齢の子供たちに対する政策は拡充される方向にあるが、生活費も含めた高校生年齢の子供に対する奨学金や貸付金のさらなる拡充を検討すべきであろう。

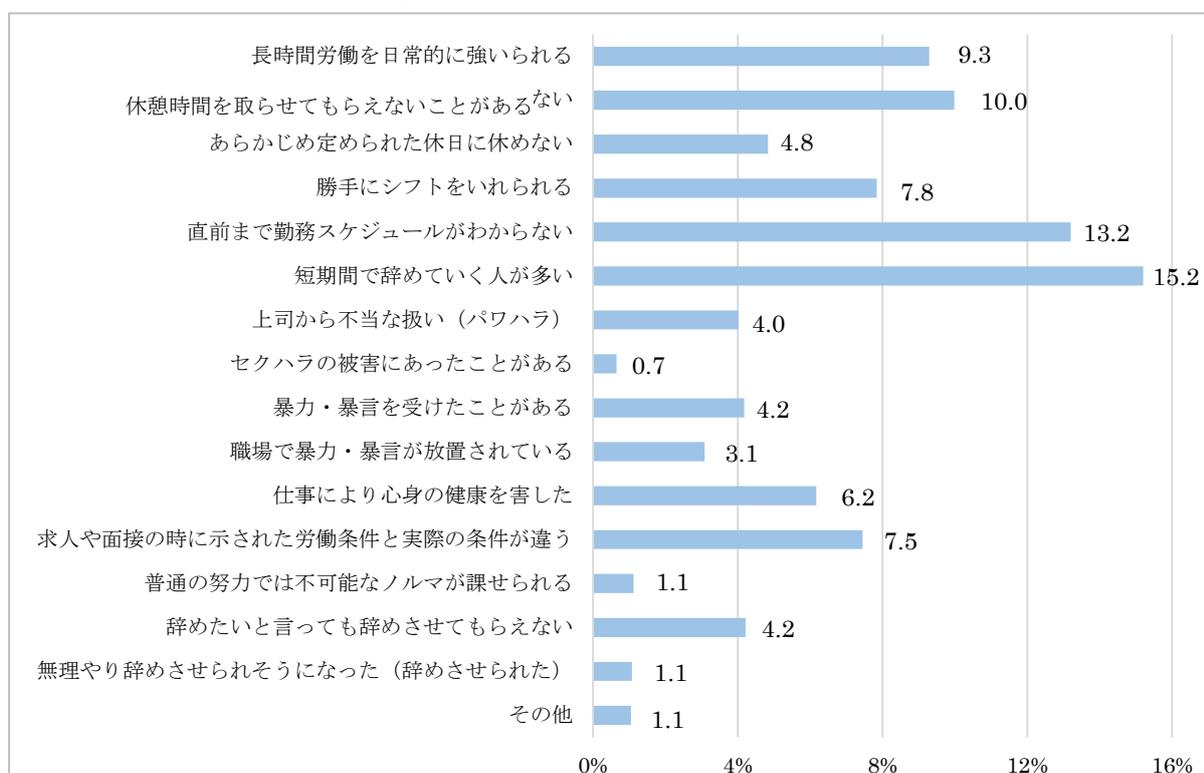
また、この年齢層の子供たちが、就労上の様々なトラブルを経験する率も高いこと（特に、女子）も踏まえ（図表 5-1-4-4、5-1-4-5）、違法性のあるアルバイト（いわゆる「ブラックアルバイト」）への対策や、仕事での悩みを相談できるようユースソーシャルワーカーのさらなる配置及び労働法知識の普及やトラブル時の対処方法などの労働教育の充実が望まれる。

図表 5-1-4-4 若者の就労上のトラブルの経験率(15-18 歳、19-23 歳):性別



出典：「平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【若者（青少年）調査】」

参考図表 5 職場でのトラブルの内容と経験割合(15-23 歳)



出典：「平成 28 年度 子供の生活実態調査報告書 【若者（青少年）調査】」

第2章 母子世帯の母親の就労と子供のケア

齊藤裕哉（首都大学東京 大学院人文科学研究科／日本学術振興会）

川口遼（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

阿部彩（首都大学東京 子ども・若者貧困研究センター）

はじめに

母子世帯の就労状況については、全国レベルのデータは厚生労働省が5年に1回行う「母子世帯等実態調査」において収集しており、また、東京都においても「東京都福祉保健基礎調査」などにおいて収集しています。しかしながら、これらの調査は全ての年齢層（0~18歳）の子供を持つ母子世帯等を対象としているため、子供の年齢別などの詳しい状況を見ることはできません。母親の就労状況は、子供の年齢によって大きく変動するため、分析する際には、子供の年齢を区切って行うことが不可欠です¹。

また、一口に「就労」と言っても様々な形態があります。特に、正規雇用と非正規雇用の間には、待遇や賃金において大きな格差があるのが現状です。母子世帯の母親の中でも、どのような人が正規雇用に就いており、どのような人が非正規雇用に就いているのか、また、正規雇用と非正規雇用の間でどのような違いが生じているのかを見る必要があります。

より重要なのは、母子世帯の母親の就労状況が、子供の生活にどのように影響しているのを見ることです。母子世帯の母親は、家計の担い手であると共に、子供のプライマリー・ケアラー（主要な子育ての担い手）です。1人で家計を支えるために長時間労働が必要となり、子供と一緒に過ごす時間や家庭学習に費やす時間が少なくなってしまうことが懸念されます。

分析の目的

本章では、東京都の母子世帯の母親の就労形態別に、母親と子供との関わりの度合いを見ます。まず、どのような母親が正規雇用にいるのか、また、就労している母親の労働時間はどれくらいかを見ていきます。次に、母親が子供と過ごす時間から、子供のケアの状況を分析します。ここでは、特に、ケアが重要である小学5年生の子供のデータを用います。なお、父子世帯についても、1人で家計を支える必要性があることや、父親が子供のプライマリー・ケアラーであることへの社会の無理解から様々な困難を抱えやすいことが知られていますが、今回は、母子世帯に限って分析を行います。

¹ ここであげた調査は、母子世帯を対象に限るものではなく、父子世帯や養育者世帯も対象にしていますが、本章では紙幅の関係上、母子世帯に限って議論します。

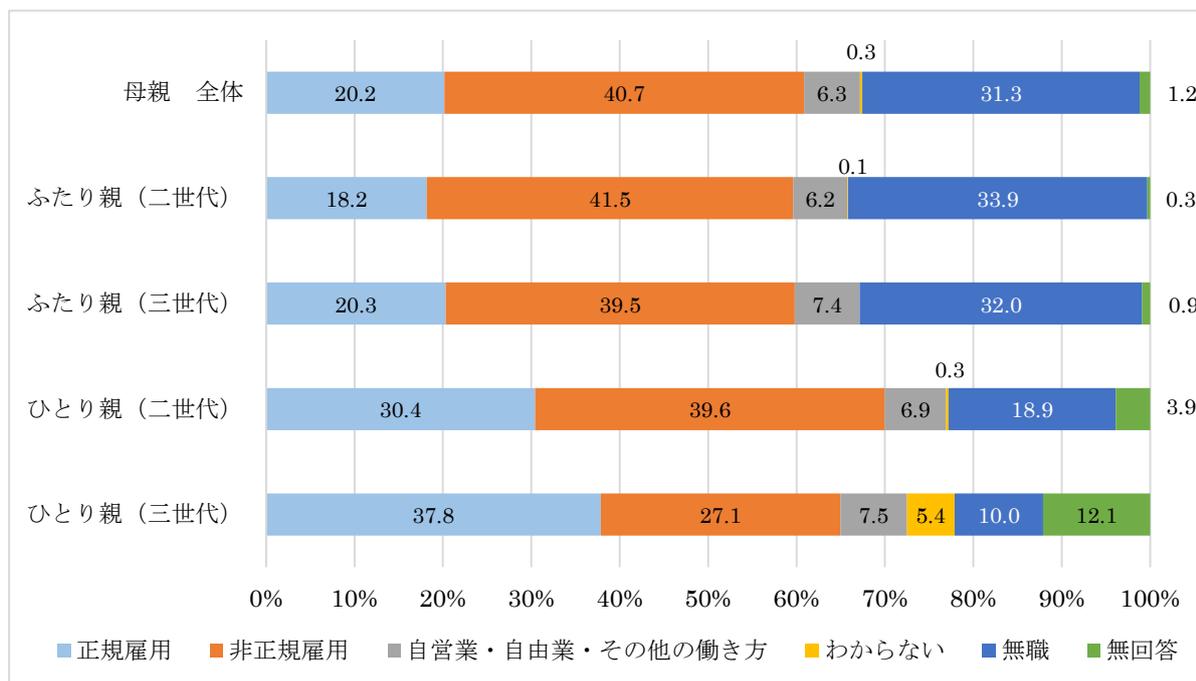
1 母子世帯の母親の就労状況

(1) 就労形態

母子世帯の母親の就労形態を見る（図表 5-2-1-1）。母親の就労形態を問うているので、本章の図表中の「ひとり親」は母子世帯を意味する。また、「正規雇用」とは「会社役員」、「民間企業の正社員」、「公務員などの正職員」、「団体職員」を指し、「非正規雇用」とは「契約社員・派遣社員・嘱託社員」、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤」を指す。なお、有意検定は「わからない」、「無回答」を除いた上で行っている。

ひとり親世帯（三世代）を除く全ての世帯タイプで、最も割合の高い就労形態は、非正規雇用である。およそ4割程度（ふたり親世帯（二世帯）41.5%、ふたり親世帯（三世代）39.5%、ひとり親世帯（二世帯）39.6%）の母親が非正規雇用に従事している。母親が正規雇用に就いている割合を見ると、ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べ有意に高い。ひとり親世帯（二世帯）、すなわち母親と子供からのみなる世帯では、30.4%が正規雇用に就いている。さらに、39.6%の非正規雇用、6.9%の自営業等と合わせると、ひとり親世帯（二世帯）の76.9%が何らかの職に就いている。ひとり親世帯（三世代）は、37.8%が正規雇用に就いており、合計すると72.4%（非正規雇用27.1%、自営業等7.5%）が何らかの職に就いている。

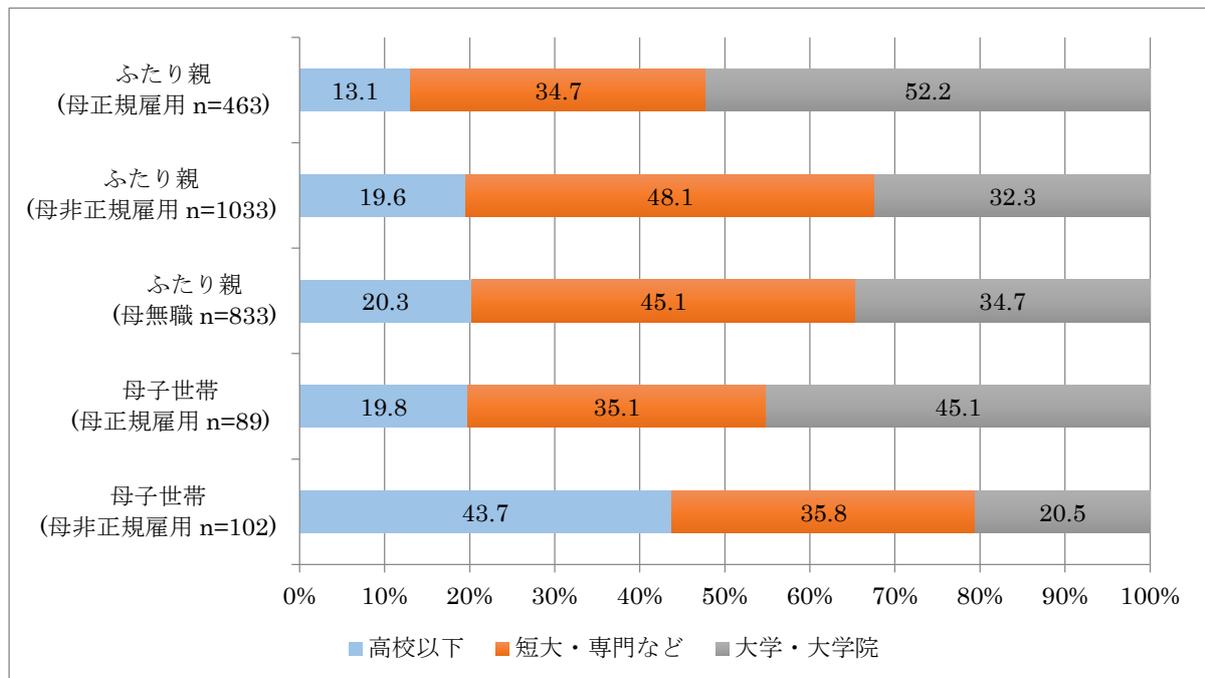
図表 5-2-1-1 母親の就労状況(小学5年生):世帯タイプ別(***)



(2) 雇用形態と学歴²

母子世帯の母親の中でも、どのような母親が正規雇用に使っているのだろうか。ここでは、まず学歴に注目する(図表 5-2-1-2)。分析の結果、世帯タイプや雇用形態により、大きな差があった。この差は、ふたり親世帯の母親の間でも正規雇用、非正規雇用、無職の間で見られるが、特に、母子世帯の母親の間で正規雇用、非正規雇用の間で大きな差があることがわかる(ひとり親世帯においては、無職の割合が低いため集計外)。正規雇用である母子世帯の母親の45.1%は、学歴が「大学・大学院」である。この割合は、ふたり親世帯の正規雇用である母親と比べると低いものの、半数近い数値となっている。「短大・専門学校・高等専門学校」を含めると、この割合は8割(「大学・大学院」45.1%、「短大・専門など」35.1%)を超えており、正規雇用を得るために、高等教育や高校卒業後の専門教育が重要であることがわかる。一方、非正規雇用の母子世帯の母親は43.7%が「高校以下」の学歴となっており、「大学・大学院」は20.5%である。

図表 5-2-1-2 母親の学歴:世帯タイプ・雇用形態別(世帯タイプ・雇用形態別***、ふたり親のみ***、母子世帯のみ***)

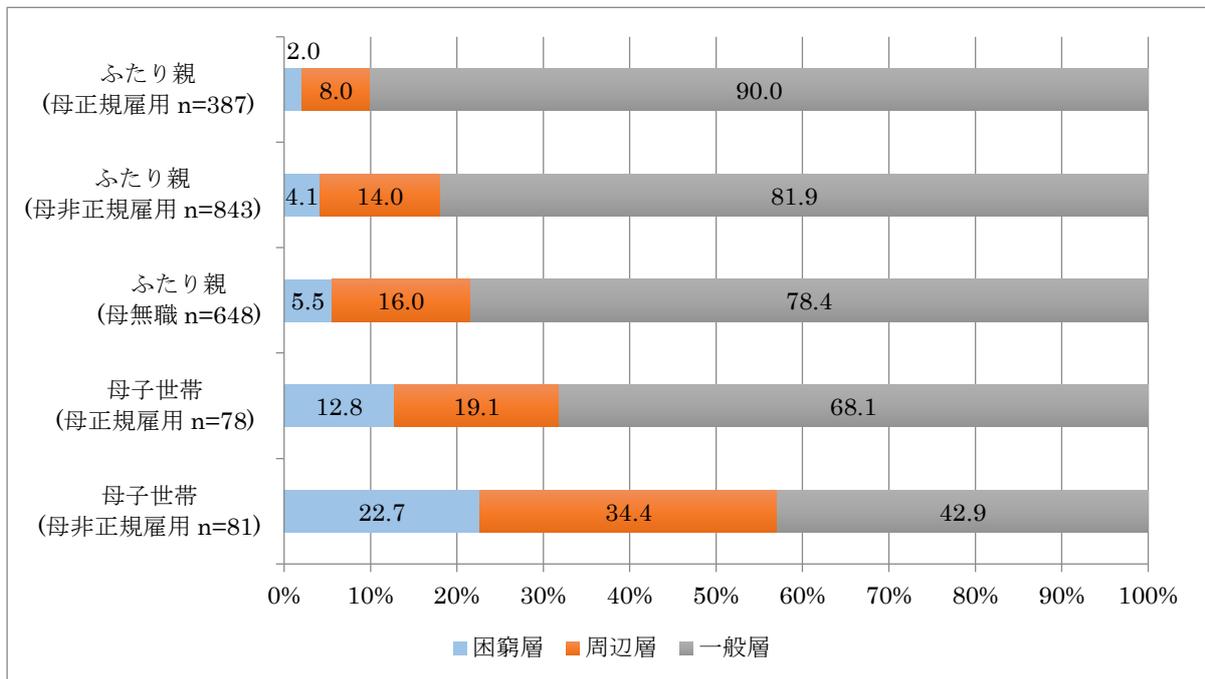


² なお、以下の分析では、母子世帯の母親のうち「自営・自由業」に就いている者(16ケース)、「無職」の者(25ケース)はケース数が少ないため除外している。また、ふたり親世帯のうち「自営・自由業」に就いているものは比較対象がないため、除外するが、「無職」の者は雇用されているかどうかによる違いを検討するため、分析に含める。

(3) 雇用形態別の生活困難度

母親の世帯タイプと雇用形態別に生活困難度を見る。(図表 5-2-1-3)。母子世帯内で比較すると、「母子世帯(母非正規雇用)」では、生活困難層が過半数を超える(困窮層 22.7%、周辺層 34.4%)。一方、「母子世帯(母正規雇用)」では、この割合は困窮層 12.8%、周辺層 19.1%と低い。ただし、ふたり親世帯の困窮層の割合は、母親が正規雇用に就いている場合は 2.0%、非正規雇用の場合は 4.1%、無職の場合は 5.5%である。つまり、母子世帯は、たとえ母親が正規雇用に就いていても、ふたり親世帯よりも生活困難に陥る可能性が高いといえる。

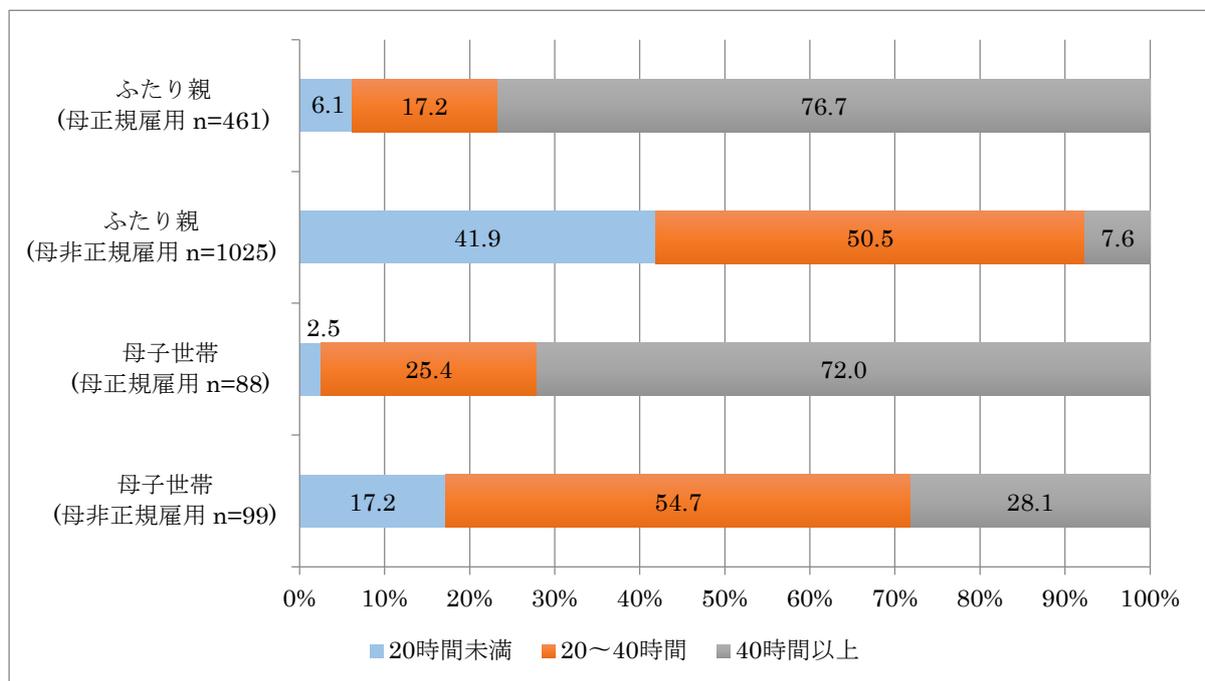
図表 5-2-1-3 生活困難度:世帯タイプ・母親の雇用形態別(世帯タイプ・雇用形態別***、ふたり親のみ***、母子世帯のみ***)



(4) 雇用形態別の労働時間

子供のケアに充てられる時間と関連が深いと考えられる母親の労働時間を見る(図表 5-2-1-4)。母子世帯の母親は、正規雇用に着いている場合、72.0%が週 40 時間以上働いている。これは「ふたり親世帯(母正規雇用)」と同程度である。また、母子世帯の母親は、非正規雇用であっても 28.1%が週 40 時間以上働いている。ふたり親世帯の非正規雇用に従事する母親の場合、この割合は 7.6%にとどまる。つまり、ひとり親世帯の母親は、たとえ非正規雇用であっても長時間労働に従事する可能性が、ふたり親世帯よりも高い。この点を踏まえ、2 節では雇用形態ではなく、労働時間に注目しながら、母子世帯の母親の労働が子供に与える影響を見ていく。

図表 5-2-1-4 母親の週あたり労働時間:世帯タイプ・雇用形態別(世帯タイプ・雇用形態別***、ふたり親のみ***、母子世帯のみ***)



2 子供への影響

(1) 子供の勉強への影響

これまで見てきた母子世帯の母親の働き方が、子供に対するケアの内実や母親が子供と共に過ごす時間に影響しているのかを見ていく。まず、家庭学習に対する影響を見る。近年、小学校から家庭で学習する習慣を身につけることの重要性が指摘されるようになってきている。この習慣は必ずしも自然と身につくものではなく、親など保護者の支援が必要なことも多い。

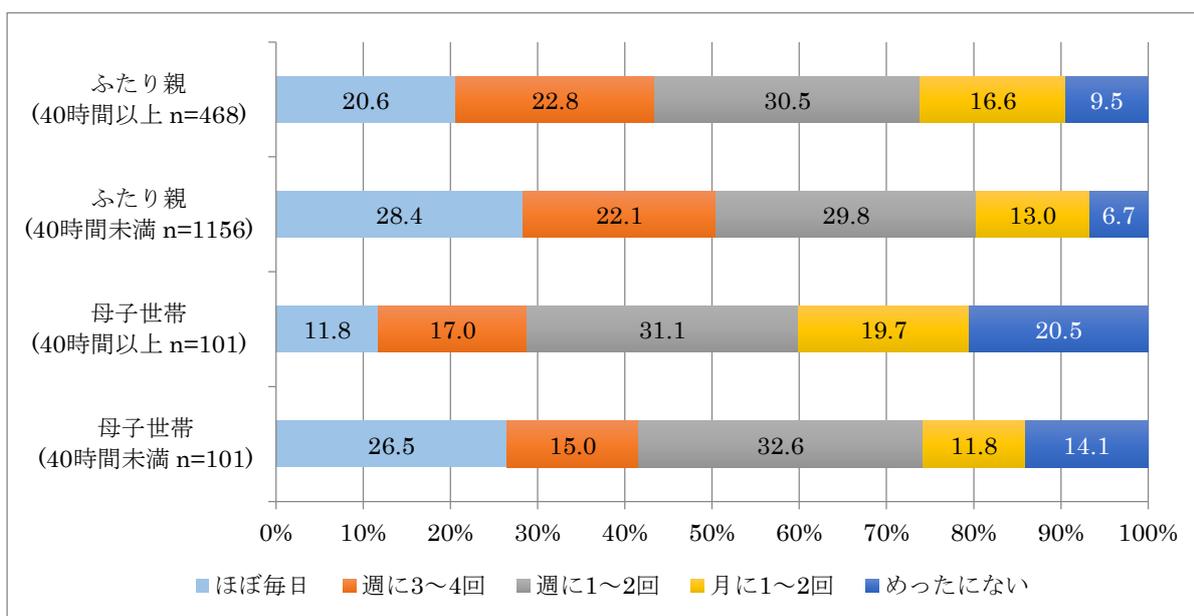
そこで、親が子供の勉強をみる頻度を世帯タイプ・労働時間別に見ていくと、有意な違いが確認された(図表 5-2-2-1)。まず、ふたり親世帯と母子世帯を比較すると、「めったにない」に注目するとわかるように、母子世帯の母親はふたり親世帯の親に比べて、子供の勉強をみない(みることのできない)割合が高い。

さらに、母子世帯内で比較すると、特に労働時間が 40 時間を超える母親の約 2 割が「めったにない」と答えているのが目立つ。また、「ほぼ毎日」子供の勉強をみている母子世帯の母親の割合も、労働時間によって大きく異なり、労働時間が短い母親の方が「ほぼ毎日」子供の勉強をみる傾向にある。

一方、ふたり親世帯においては、「めったにない」の割合には労働時間による違いは母子世帯ほど大きくなく、「ほぼ毎日」の割合に大きな違いが見られる。つまり、ふたり親世帯の場合、母親が長時間働くことの主な影響は、勉強を見る頻度の低下であるのに対し、ひとり親世帯の場合、母親が長時間働くことによって頻度が低下するだけでなく、勉強をみること自体をしなくなる可能性がある。

全体として母子世帯であること、さらに母子世帯の母親が長時間労働に従事することで、小学 5 年生の段階においても、子供の勉強をサポートすることに時間を割けなくなっている可能性がうかがえる。

図表 5-2-2-1 母親が子供の勉強をみる頻度：世帯タイプ・母親の労働時間別(世帯タイプ・母親の労働時間別***、ふたり親世帯のみ***、母子世帯のみ*)

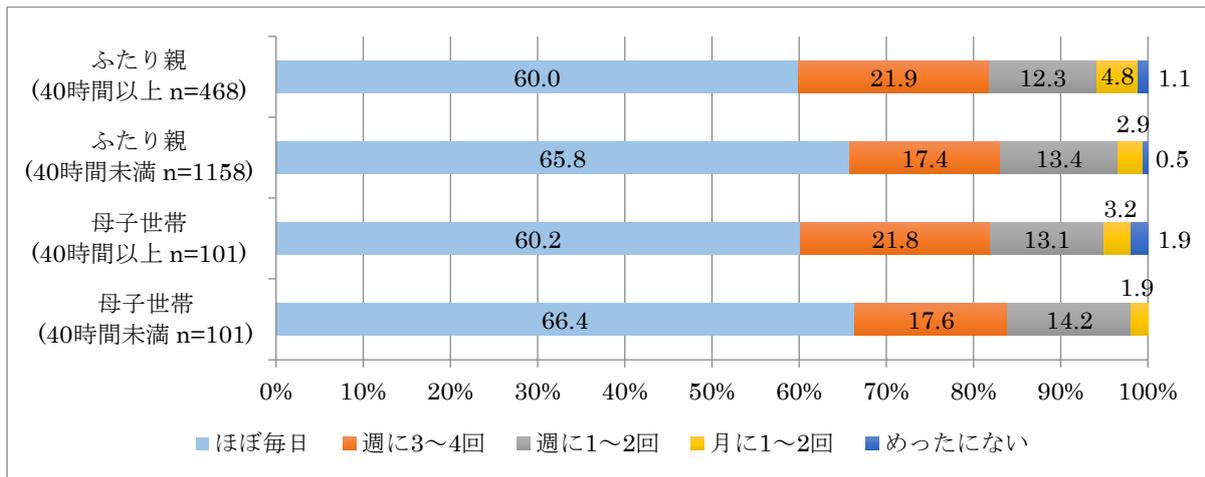


(2) 子供とのコミュニケーションへの影響

母親の働き方が子供とのコミュニケーションに与える影響を見る。小学校高学年になると身の回りのことは自分でできるようになり、親の直接的な世話を必要としなくなっていく。しかし、学年を重ねるごとに人間関係のトラブルや進路の悩みなどを抱えることも多くなり、親をはじめとする保護者の精神的なサポートが必要となる。その際、日常的に保護者と子供がコミュニケーションを取っていることで、子供が抱えているトラブルに気づきやすくなる、トラブルに陥った際のサポートを行いやすくなるといった効果が生まれると考えられる。

まず、子供が人間関係のトラブルを抱えやすい学校での生活に関する会話の頻度を、世帯タイプ・労働時間別に見る（図表 5-2-2-2）。結果、世帯タイプ・労働時間別の違いと、母子世帯内の労働時間別の有意な違いは確認されず、ふたり親世帯内で比較した場合のみ、有意な違いが確認された。つまり、学校という子供の日常生活についての会話の頻度も、世帯タイプと母親の労働時間の影響を大きくは受けていない。

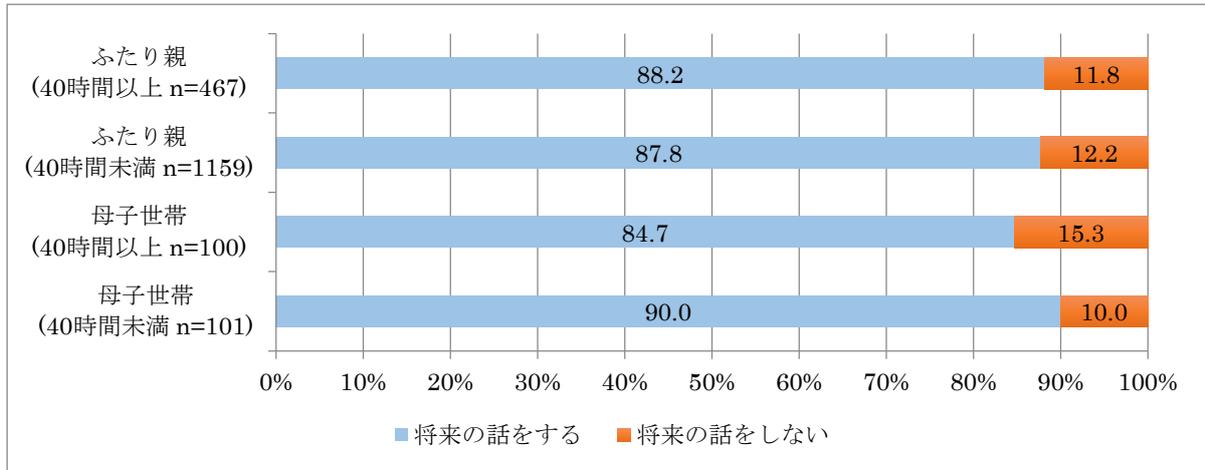
図表 5-2-2-2 子供との学校の話をする頻度：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別 X、ふたり親世帯のみ**、母子世帯のみ X）



次に、子供が悩みを抱えやすい夢・進路・職業といった将来についての会話の頻度³を、世帯タイプ・母親の労働時間別に見る。結果、どのタイプでも8割強から9割の親が、子供と将来の話をしており、統計的に有意な違いが確認されなかった（図表 5-2-2-3）。つまり、長時間労働に従事する母子世帯の母親も、その他の働く親と同程度の頻度で子供と将来の話をしている。これらの結果からは、家事・育児などの労働と家計維持のための労働を一手に引き受けながらも、子供達となるべくコミュニケーションを取ろうとしている母子世帯の働く母親たちの姿が見て取れる。

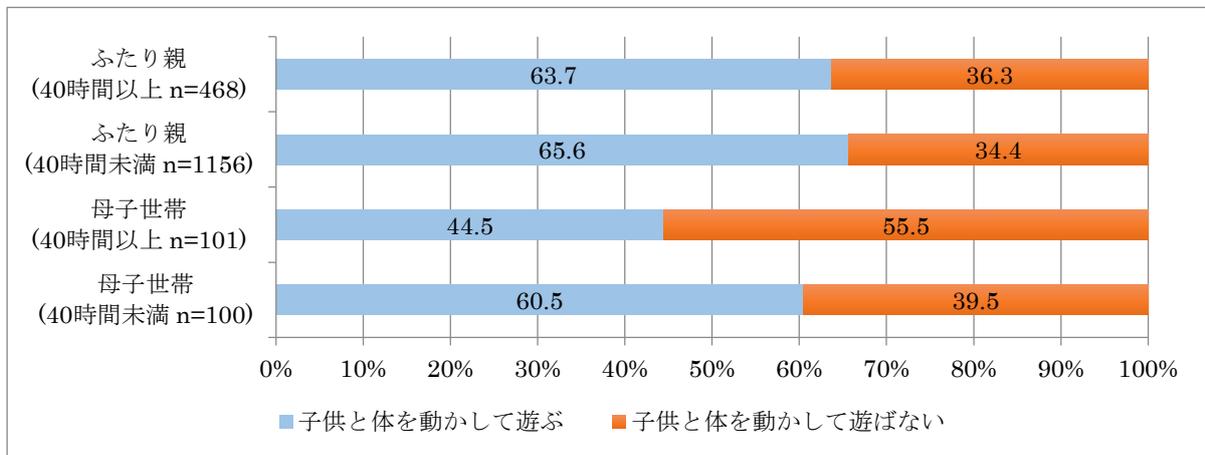
³ あなたは、お子さんの将来（夢・進路・職業等）について、お子さんと一緒に考えたり、話すことがありますか」という設問に対する回答の分布が偏っていたため、回答選択肢のうち、「1 よくする」、「2 たまにする」を「子供と将来の話をする」、「3 あまりしない」、「4 これまで特にしたことがない」を「子供と将来の話をしていない」に集計し直した。

図表 5-2-2-3 子供との将来についての会話の頻度：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別 X、ふたり親世帯のみ X、母子世帯のみ X）



ただし、子供と体を動かして遊ぶかどうか⁴を保護者票で聞いたところ、週 40 時間以上労働する母子世帯の母親の「子供と体を動かして遊ぶ」割合が有意に低かった（図表 5-2-2-4）。母子世帯の母親の労働時間が長くなることで、「体を動かして遊ぶ」といった会話以上のコミュニケーションの時間を捻出しづらくなっている可能性がある。

図表 5-2-2-4 子供と体を動かして遊ぶ頻度（世帯タイプ・母親の労働時間別***、ふたり親世帯のみ X、母子世帯のみ**）



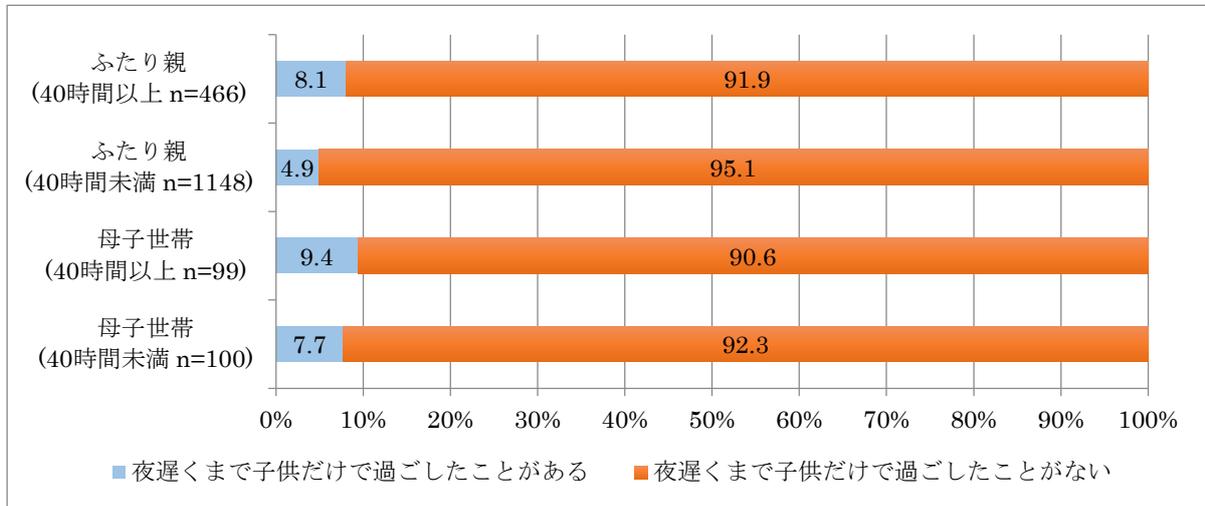
⁴ 「お子さんとからだを動かして遊ぶ（キャッチボールなど）」の頻度を聞く設問に対する回答の分布が偏っていたため、回答選択肢のうち「1 ほぼ毎日」、「2 週に 3~4 回」、「3 週に 1~2 回」、「4 月に 1~2 回」を「子供と体を動かして遊ぶ」、「5 めったにない」を「子供と体を動かして遊ばない」に集計し直した。

(3) 子供の日常生活への影響

子供の日常生活への影響を見る。まず、夜遅くまで子供だけで過ごした経験の有無⁵を見たところ、ふたり親世帯内で比較した場合のみ、母親の労働時間による有意な違いが確認された(図表 5-2-2-5)。具体的には、母親が週 40 時間未満しか働いていないふたり親世帯の子供のうち、夜遅くまで子供だけで過ごした経験があるのは 4.9%であるのに対し、週 40 時間以上働いている場合は、その割合が 8.1%になる。

一方、母子世帯に限ると母親の労働時間によって、子供だけで夜遅くまで過ごした経験の比率には有意な違いが確認されなかったが、母子世帯の場合、母親の労働時間が週 40 時間未満の世帯は 7.7%、週 40 時間以上は 9.4%が、夜遅くまで子供だけで過ごした経験がある。

図表 5-2-2-5 夜遅くまで子供だけで過ごした経験:世帯タイプ・母親の労働時間別(世帯タイプ・母親の労働時間別 X、ふたり親のみ**、母子世帯のみ X)

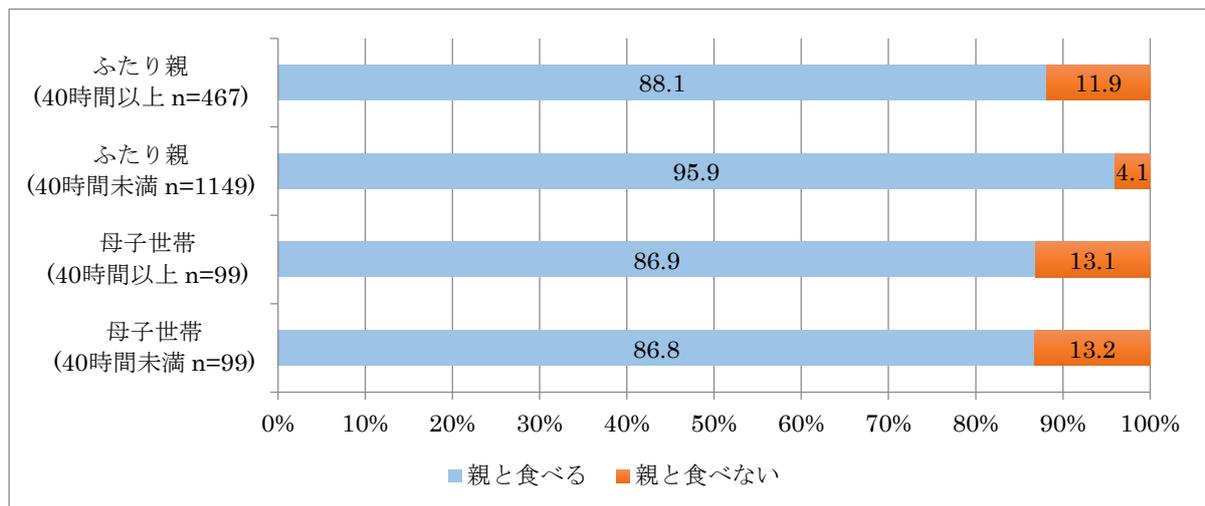


⁵ 「夜遅くまで子供だけで過ごした」経験を聞く設問に対する回答の分布が偏っていたため、回答選択肢のうち「1 よくあった」、「2 時々あった」を「夜遅くまで子供だけで過ごしたことがある」、「3 あまりなかった」、「4 なかった」、「5 わからない」を「夜遅くまで子供だけで過ごしたことがない」に集計し直した。

続いて、平日に親と一緒に夕食を食べるかどうかについて見る。「あなたは、平日（学校に行く日）に夕ご飯を誰と食べますか」という設問（複数回答）において、「家族（親）」を選択した子供の割合を、世帯タイプ・母親の労働時間別に見た（図表 5-2-2-6）。その結果、「母子世帯（40時間未満）」、「母子世帯（40時間以上）」、「ふたり親世帯（40時間以上）」、「ふたり親世帯（40時間未満）」の順に、平日に親と一緒に夕食を食べない子供の割合が高かった。

さらに世帯タイプを限定すると、ふたり親世帯においては、母親の労働時間別に有意な差が確認されたが、母子世帯においては確認されなかった。つまり、母子世帯の母親が雇用労働者である場合、その労働時間に関わらず、ふたり親世帯よりも子供と夕食を食べない傾向にある。週40時間未満しか働いていないふたり親世帯の母親に比べ、母子世帯の母親の子供と一緒に夕食を食べない割合は約3倍になる（ふたり親世帯（40時間未満）4.1%、母子世帯（40時間以上）13.1%、母子世帯（40時間未満）13.2%）。

図表 5-2-2-6 平日に親と一緒に夕食を食べるかどうか：世帯タイプ・母親の労働時間別（世帯タイプ・母親の労働時間別***、ふたり親世帯のみ***、母子世帯のみ X）



3 支援の方向性

母子世帯の母親は、就労をしている割合や、正規雇用に使っている割合も、ふたり親世帯の母親に比べて高くなっている。しかしながら、生活困難度は母親が正規雇用でも、非正規雇用でもふたり親世帯に比べて厳しい状況にある。母子世帯の母親への支援は、就労支援のみでは不十分であると考えられる。

また、子供のケアという観点からは、母子世帯の母親は正規雇用の場合、週40時間以上働いている割合が7割を超え、非正規雇用の場合でも3割近くになる(図表5-2-1-4)。正規雇用の場合、ふたり親世帯の母親も、母子世帯の母親と同様に週40時間働いている割合が多いが、非正規雇用では、母子世帯の方が長時間労働をする母親の割合が多い。母子世帯の母親は、稼ぎ主として長時間労働と就労することが求められている一方で、子供のプライマリー・ケアラーとして子供のケアをすることを求められており、収入を上げるために、正規雇用に行くことによって、子供のケアに十分な時間を避けなくなっている可能性がある。

実際に母親が子供のケアに費やす時間や頻度を見てみると、会話については、差は見られないものの、子供の勉強を見たり、子供と身体を動かす遊び、夕食を一緒に食べる頻度などが母子世帯においてふたり親世帯よりも少なくなっている(図表5-2-2-1、5-2-2-4、5-2-2-6)。この傾向は、労働時間の長さにかかわらず確認できるが、特に、母親が週40時間以上働いている母子世帯で顕著である。例えば、母子世帯内で比較しても週40時間以上働く母子世帯の母親は、週40時間未満しか働かない母親よりも子供の学習を見る頻度が低く、子供の学習を全く見ない母親の割合が高い(図表5-2-2-1)。

そのため、困窮していない母子世帯に対する支援の必要性が示唆される。例えば、自治体によっては無料学習支援の対象を生保と児童扶養手当の受給者のみに限っているが、児童扶養手当を受給していない母子世帯も対象と含めることも考えられる。また、そもそも、長時間労働が問題であるので、ふたり親世帯、ひとり親世帯に限らず、長時間労働を抑制する政策を打ち出す必要があると考える。